

	号外	定価 1部2円	県人勧は10/18。 勧告後は確定闘争 スタート！給与改 定・諸手当改善等の 課題解決に向け県 職労へ結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2024県人勧闘争⑥ 10.9地公共闘・人事委員長交渉 勧告の概要引き出す・・・勧告は **10月18日** 月例給・一時金 **国と** 引上げ改定へ **同水準**

通勤手当 新幹線、高速利用の限度額引上・要件緩和 休暇拡充 子等の看護休暇に「行事参加」を追加



最終局面で前進回答を求める地公共闘交渉団

10月9日、岩手県地方公務共闘会議（議長：佐藤 工 岩教組委員長）は、最終局面となる渡辺人事委員長との交渉を行った。冒頭、事務局長交渉以降に集約された大型ハガキ署名（1次集約と合わせて1,632枚・11,489筆）を手交した。この間取り組んだ要請打電は

512通に及ぶ。こうした組合員の切実な声の後押しと共に、最終回答を求めた。

渡辺人事委員長は、「勧告日は10月18日(金)を想定。月例給・一時金ともに、国と同水準程度のプラス較差」と、引上げ改定の見解を示した。

通勤手当は、「新幹線及び高速道路料金について、限度額引上げ及び要件緩和を行う」との考えの一方で、パーク&ライドの駐車料金については「通勤実態や他県状況等から直ちに見直す状況にない」とし、事務局長回答からの押し戻しとはならなかった。

交渉に参加した各単組代表者からも「総務省資料では岩手の物価水準は全国上位。諸手当の改善も不可欠」「国が来年度実施とした再任用への生活関連手当支給は、私たちが不十分だとしてずっと求めてきたもの。来年度と言わず速やかな実施の勧告を」など強く求めた。大型ハガキに寄せられた職場改善を求める声を反映し、労働基本権制約の代償機関としての役割をしっかりと果せる内容の勧告となるよう要請し、人事委員会との交渉を終了した。

(交渉のやりとりは裏面)



回答する渡辺人事委員長

1 月例給・一時金の改定



初任給格付改善訴える
小田嶋県職労委員長

(地公共闘) 給与改定の方向性は。

(委員長) 月例給は職員給与が 352 千円余、民間 363 千円余。国家公務員の官民較差(較差: 11, 183 円)と同程度のプラス較差の見込み。一時金は国家公務員の官民較差(+0.10 月)と同程度の較差の見込み。月例給は給料表の改定、一時金についても引上げ改定の方向。今後の委員会において具体的な内容を決定する。

(地公共闘) 較差に基づく給与改定に加えて、初任給格付改善は不可欠。昇給制度とあわせ入職後の将来見通しが持てる改定を。

2 諸手当改善

(地公共闘) 寒冷地手当について、本県の生活実態から、増額に加えて、全県を対象とすべき。

(委員長) 国に準じて上げる方向。支給地域の市町村についても、国と同様に見直す方向。(本県では、2025 年 4 月から大船渡市が追加)

(地公共闘) 配偶者の扶養手当は存続すべき。廃止不可避でも、経過的支給期間の延長等、生活給切り下げとしない配慮をすべき。

(委員長) 配偶者の働き方に中立となる社会情勢の変化は、本県も国と同じような状況。扶養手当の取扱いは、経過措置を含め、国・他県の状況を踏まえ判断したい。



手当改善訴える
村上高教組委員長

3 休暇の拡充(子等の看護休暇)

(地公共闘) 仕事と家庭の両立支援のため、子等の看護休暇の日数、対象親族、取得要件の拡大等、休暇制度の拡充が必要。

(委員長) 本県は国を上回る措置で、休暇の対象となる子の年齢を 22 歳の年度末までとしており、感染症による学級閉鎖も休暇の対象にしている。国の改正状況を踏まえ、行事参加を休暇の対象に加える検討が必要と考えている。

4 労働安全衛生対策

(地公共闘) 人事委員会は労働基準監督権限を適正に発揮し、勤務時間の管理をはじめ、違法な実態を積極的に把握のうえ指導すべき。

(委員長) 年間 360 時間を超える時間外勤務(学校職場の場合は在校等)をしている職員がいる等、問題のある事業場については、文書指導や現地指導を行っている。

10.27 参院補選・衆院選 県職労推薦候補者・政党の勝利で私たちの声を政治に届けよう!

～ 県職労推薦候補予定者・政党 ～

- ・参議院岩手選挙区 木戸口 英司
- ・衆議院岩手 1 区 しな たけし
- ・衆議院比例代表 立憲民主党
- ・衆議院岩手 2 区 中村 ゆきこ
- ・衆議院岩手 3 区 小沢 一郎